

免許申請・記載例

黄色の箇所は記載しないでください。

無線局事項書及び工事設計書												
1 免許の番号		A第 記載しないでください 号										
2 申請（届出）の区分		☒ 開設 ☐ 変更										
3 個人／社団（クラブ）の別		☐ 個人 ☒ 社団（クラブ）										
4 住 所		都道府県－市区町村コード { } 〒 (7 3 0 - 8 7 9 5) 広島県広島市中区東白島町 1 9 - 3 6 電波ビル 電話番号 (0 8 2) 2 2 2 - 3 3 6 9 外国人の場合のみ記載 国籍 { }										
5 氏名又は名称及び代表者氏名		フリガナ ○○○○ハムクラブ デンバ ハナコ ○○○○ハムクラブ 電波 花子 社団局の場合、社団名及び代表者氏名を記載										
6 工事落成の予定期日		☐ 予備免許の日から 月 日 ☐ 日付指定： 予備免許が交付される場合の										
7 無線従事者免許証の番号		FBWI XXXXX 同時申請の資格 社団局の場合、代表者のものを記載 ☐ 無線従事者免許 同時申請 国家試験受験番号 修了証明書の番号										
8 無線局の目的・通信事項		アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項										
9 呼出符号		記載しないでください										
10 無線設備の設置場所又は常置場所		都道府県－市区町村コード { } (「4 住所」と同じであれば省略可) 移動する局は50W以下の設備										
11 移動範囲		☒ 移動する（陸上、海上及び上空） ☐ 移動しない										
12 電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力		☒ 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力										
13 変更する欄の番号		チェックしないでください 4・5 ☐ 7 ☐ 9 ☐ 10 ☐ 11 ☐ 12 ☐ 15 チェックを忘れずに										
14 備考		下部にある「備考の記載について」をご覧ください。										
15 工事設計書	第 送信機	変更の種別	チェックしないでください ☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更									
		適合表示無線設備の番号	0 0 2 - 2 3 0 XXX									
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	適合表示無線設備の番号※を記載した場合は、この欄の記載を省略可能です。 ※工事設計認証機器、技術基準適合証明番号も含まれます。 無線機に貼られているシールを確認してください。 									
		変調方式コード										
		終段管										
		定格出力(W)										
	第 送信機	変更の種別	チェックしないでください ☐ 取替 ☐ 増設 ☐ 撤去 ☐ 変更									
		適合表示無線設備の番号										
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	A1A・J3E・F2D・F3E 144MHz A1A・J3E・F2D・F3E 430MHz									
		変調方式コード	SSB・FM									
		終段管	名称個数 2SC△△△△ x 1 2SC△△△△ x 1			電圧 1 3 . 8 V						
		定格出力(W)	20									
	送信空中線の型式		ダイポール型、八木型 定格電力10Wを超える24MHz帯以下の周波数を含む場合に必要。									
	周波数測定装置の有無		周波数測定装置			☐ 有 ☒ 無		施行規則第11条の3第7号の装置			☐ 有 ☒ 無	
	添付図面		☐ 送信機系統図									
その他の工事設計		☒ 電波法第3章に規定する条件に合致する。 必ずチェックが必要										

※次ページもご覧ください。

14欄 備考の記載について

- ・現にアマチュア局を開設しているときはその呼出符号と免許番号を記載。
- ・旧コールサインの指定を希望する時は「旧コールサイン希望 J〇4〇〇〇」と記載。
免許失効後5年以降は確認書類（免許状のコピー等）の添付が必要。
- ・遠隔操作を行う場合、「〇〇を使用して遠隔操作を行う」と記載。（専用線、インターネットの利用（有線LAN・無線LANなどの種別も記載）等）。
審査基準へ適合していることが確認できる資料の提出が必要です。
宅内でリモート行うものは手続き不要です。
- ・パソコン接続による附属装置の取付は令和5年9月25日から手続き不要です。
- ・社団局で代表者以外が無線局の最上級の無線従事者資格を所有している場合、その方の氏名及び無線従事者免許証の番号を記載してください。

16欄 工事設計書の記載について

- ・周波数測定装置は、定格電力10Wを超える24MHz帯以下の周波数を含む場合に必要です。
無線機に代替装置が内蔵されているかなど、取扱説明書などでご確認ください。
代替装置がない場合、周波数測定装置を用意してください。

その他

- ・移動しない局の手続きは、電波防護指針の基準を満足することが確認できる資料を添付してください。
- ・2.4G帯及び5.6G帯の設備がある場合、二次業務の周波数の使用に当たっての確認書を添付してください。
- ・旧スプリアス規格の無線設備（平成17～19年頃に製造された無線機）を使用する場合は、保証実施者の基本保証を受けていただいたうえで申請を提出してください。